

政令市で2番目に高い介護保険料

■保険料—制度開始時から2倍に

今年の4月から介護保険料が値上げになりました。基準額で、制度開始時に3,250円だったものが、今年度6,760円と2倍以上になっています。

熊本県は保険料の伸び率が12.1%と全国で最大となり、熊本市も10%超の伸び率で、政令市第2位の保険料額となりました。

■介護度2以下は施設に入れない

介護離職は毎年10万人以上にのぼります。2015年の改定では、特別養護老人ホームの入居要件を要介護3以上とするなど、介護が必要な人が十分な介護を受けることができなくなっています。

容赦なく高過ぎる保険料を年金から天引きし、いざ介護サービスを受けようと思っても受けら

れない、こんなひどい制度はありません。

■保険料引き下げのため一般会計からの繰り入れを

他都市では、保険料減額のために一般会計から繰り入れを行っている事例があります。しかし熊本市は、「繰り入れは適当でないとの国の方針」を理由に繰り入れはできないとしています。

やまべ市議は「法令上も、繰り入れを禁じる規定や制裁措置はない」と指摘し「負担の限界を超えた保険料引き下げのために、一般会計からの繰り入れを」強く求めました。



■介護を受けるほど保険料が上がる 制度の矛盾

保険料の高騰には、介護サービスの利用が増え、介護給付が増えれば、比例して保険料が限りなく増えるという制度の矛盾があります。

また、介護を提供する事業者や働く人たちには、報酬削減で経営が成り立たないと悲鳴が上がっています。



■国庫負担引き上げと制度の見直しを

保険料引き下げと介護度の低い人のしめ出しをやめさせ、必要な介護サービスの提供には、抜本的な制度の見直しと国庫負担の引き上げが不可欠です。

また、介護職員を充分確保できるように処遇の改善も必要です。



【控室から】

核兵器全面廃止のために

上野 みえこ



7月13日、熊本県被爆者団体協議会の主催による県原爆死没者慰霊式典が開かれました。昨年は、被爆者の方々の高齢化に加え、熊本地震の影響もあって見送りとなり、2年ぶりの開催となりました。連日の猛暑の中、被爆者や被爆2世の方々が参加されています。今年は、慰霊式典に加え、改めて被爆の実相について学んでいく企画もありました。主催者のあいさつでは、県下の被爆者が1000人を切っていることも紹介され、直接の被爆体験を聞くことができます困難になっていること、今後被爆の実相を次世代にどう伝えていくのか、核兵器の全面廃止に向け、さまざまな課題があることを再認識しました。

私たちも、及ばずながら毎月実施されている核兵器禁止を求める「6・9署名行動」や、各種学習会・集会等にも参加してきましたが、そういう地道な取り組みに、より多くの方々に参加していただきたいと思っています。

世界で唯一の実戦における被爆国の政府として日本が一日も早く、核兵器禁止条約を批准するように、「核兵器も戦争もいらない」という声を広げて、頑張っていきたいと思えます。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまだか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1105
2018年7月22日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

公共サービスの民間丸投げ・・・指定管理者制度の問題点

非正規化をすすめる、官製ワーキングプア招く

市役所では60%が正規職員で、再任用が5%、嘱託・臨時の非正規雇用は35%です。

一方、指定管理者制度の施設では60%が非正規職員となっており、公の施設でありながら、指定管理者制度になると正規と非正規の職員の割合は逆転します。非正規職員が多いことは、人件費の引き下げにつながります。

指定管理者制度のランク別人

公募の指定管理はサービス低下につながる

非正規雇用が多い、ワーキングプアを広げるような職場では、スキルの高い人材の確保や育成はできません。

加えて、指定管理者制度の下では、原則「公募」となっているために、3～5年で指定管理者が変わり、経験が積み重なりません。

「公募」を繰り返す指定管理者

件費単価表では、大規模施設の長が616～750万円、一般職で411～557万円、正規職員としての人件費です。正職員の人件費で指定管理料が決められながら、実際には非正規を雇用している実態があります。公の施設がワーキングプアを生み出すことのないよう、職員へ適切な給与が支払われることと、正規職員の比率が引き上げられるよう努めるべきです。

制度の下では、人材が育たず、スキルの高い業務を行うことは難しくなります。ひいては、利用者へのサービスの質の低下にもつながります。これは、指定管理者制度の大きな問題です。



特定事業者の事業独占でいいのでしょうか？

社会体育施設9施設、老人福祉センター6施設、介護予防施設3カ所、それぞれ一括の指定管理をすることになりました。

中でも、社会体育施設9施設は、年間11億円の指定管理料を5年間で55億円払うという、大きな形態の指定管理になります。

しかし、事業が大きくまとめられれば、応募する事業者も限られてきます。前回の指定管理者選定では、7つの社会体育施設の指定管理に応募した事業者は1カ所でした。特定の事業者が事業を独占するような指定管理でいいのでしょうか。

「公募」に向かない施設は「直営」にすべき

国際交流会館・現代美術館は、単なる貸館でなく「事業の特殊性が重視される施設」として、非公募により指定管理者を選定することとなりました。

高度な専門性や長期的視野での人材育成・確保、関係団体等とのネットワークの必要性などによる「非公募」ならば、そもそも指定管理者制度には馴染みません。非公募の施設は市の直営にすべきです。

また、「非公募」への移行を機に、仕様書にも明記し、正規職員の比率を抜本的に引き上げていくべきです。

市職員OBが理事や施設長などの役員として在籍している外郭団体があります。国際交流会館・現代美術館が直営になり、社会教育振興事業団のように多くの施設を一手に管理している団体もあります。外郭団体への指定管理では、市職員の「天下り先」確保と思われたいようにすることも必要ではないでしょうか。